

第1回検討会における各論点に対する 委員の主なご意見

第1回検討会における各論点に対する委員の主なご意見①

「論点（１）保安基準／ガイドラインの具体化」関係

提示した論点

- ✓ 今後の国内におけるドライバレス車両の普及を見据え、国際的な動向も踏まえつつ、具体化の検討を進めるべきではないか。
- ✓ 自動運転車に関する技術は未だ発展段階にあり、日進月歩で進化。今後様々な技術の進展が想定される場所、メーカー等による創意工夫、技術開発競争を妨げることがないように、柔軟性の確保にも留意しつつ、具体化を図るべきではないか。

委員からの主なご意見

- 具体化が過度なものになれば自動運行装置の設計における柔軟性を失ってしまう一方で、何もないと指針となるものが無く、かえって設計が困難となる。そのため、ガイドラインのような形で一定の指針を示すのがよい。なお、一律に定量化されてしまうと社会実装が困難となる。
- 社会実装に向けては自動運転開発者及びサービス事業者が尻込みをしないような実装しやすい仕組みを議論したい。
- 事業者の開発の指針となるべく、責任の議論との観点でも、明確化は必要。一方で、ある程度柔軟性を持たせることも必要。
- 国際的な議論も踏まえつつ、メーカーや事業者の創意工夫、技術開発を妨げないように、現実的なものとしていただきたい。
- 具体化の程度は、安全性の担保や交通事故時の法的リスクと、設計・開発の柔軟性への配慮との間で、バランスをとることが重要。また、国際協調の観点から国際議論の進捗への配慮も必要。
- ガイドラインを具体化するにしても、一定の解釈の余地が残ると考えるが、そうした場合に、例えば、自動運転車両単体の安全性は担保されている場合には色々なやり方を許容するといった、抽象度が高くハイレベルな方針を示してほしい。

第1回検討会における各論点に対する委員の主なご意見②

論点（２）「アップデートした保安基準／ガイドラインへの適合を求める仕組み」関係

提示した論点

- ✓ 新型車や継続生産車に対しては、従前のおり適切な経過措置を設けた上で、自動車メーカーにおいて、改正後の自動運行装置の保安基準への適合対応を求めることでよい。
- ✓ 使用過程車に対する改正後の自動運行装置の保安基準適用について、仕組み（適合対応の主体、適合対応を求める対象、方法等）や配慮事項をどう考えるか。その適用対象や適用期日は、安全上の重大さや影響範囲、適合対応の技術的難易度を考慮して、個別に検討される仕組みを構築すべきではないか。

委員からの主なご意見

- 改正後の保安基準への影響は製造者が把握して審査側に説明できることが必要。その上で、変更内容に対して再申請が必要なのか、申請は必要だが試験は不要などといった整理が必要。
- システムのアップデート等に関して、一から審査するのではなく、変更部分に限った審査となると、短期間で新システムを稼働することができる。
- 使用過程車に対する改正後の保安基準の適合を求める場合、公共交通に使用されている車両などの運行停止まで求めるかが重要な論点。また、アップデートした保安基準の内容によっては、ハードウェアの変更も必要になるケースが想定されるが、それが現実的かどうかも論点。さらに、ソフトウェア変更であっても、改修に多くの期間を要する場合もある。
- バスやタクシーなど様々なビジネスモデルを有する事業者に対して、アップデートした基準に適合していないからといって、即時運行停止にするような仕組みとなるようなことは避けるべき。そのため、適切な経過措置を設けて適用を求めることや、場合によっては適合していなくてもサービス継続できるような配慮も必要か議論していきたい。
- 事業者のサービスの継続性の観点から、一律に適用するのではなく、保安基準の中身に応じて適用の仕方を検討することが重要。
- アップデートに対応するためのリードタイムの確保、ハードウェア改修が必要な場合にそれをどのタイミングでどのように実施していくのか等、実務上の観点等を踏まえて検討する必要。
- 使用過程車への適用は、国民の権利、利益を侵害する観点でこれまで事例が少ないと想像するが、ソフトウェアのアップデートだけであればコストはそれほどかからず、また安全面での技術革新が予想される分野なので、使用過程車まで対象とする方向ではないか。あわせて、適合を確保（エンフォースメント）する仕組みの検討も必要。